

水道料金改定 住民説明会資料

令和 8 年（2026 年）7 月

松田町環境上下水道課

目次

1. 松田町の水道事業	P2
2. 松田町の水道料金	P2
3. 松田町の水道の経営状況	P3
4. 経営改善の必要性和算定方法	P5
5. 料金改定にいたるまでの過程	P7
6. 改定内容やその影響	P11
7. 改定により実施できる事業	P15

1. 松田町の水道事業

松田町の町営水道は、松田地区の上水道事業から始まり、大正13年の創設以来、約100年にわたり、皆さまに安全で安心な水道水を供給するため、水道事業を運営してきました。

寄地区については、複数の簡易水道事業※1の統合を経て、平成11年に現在の寄簡易水道事業となり、上水道事業と併せ、2つの水道事業が存在しています。

水道事業は、地方公営企業法により独立採算制※2を原則としており、水道使用料金の収入で経営しています。また、他会計からの繰入金等を利用し、水道使用料金の収入でまかなえない部分を補填して経営をしています。

しかし、昨今の人口減少や物価高騰、更新時期を迎えつつある施設等の更新工事や管路の耐震化など、今後の経営に必要な費用が増加していく傾向にあり、現在の収入だけでは、事業の継続並びに、安全で安心な水道水の供給が危ぶまれる状況です。

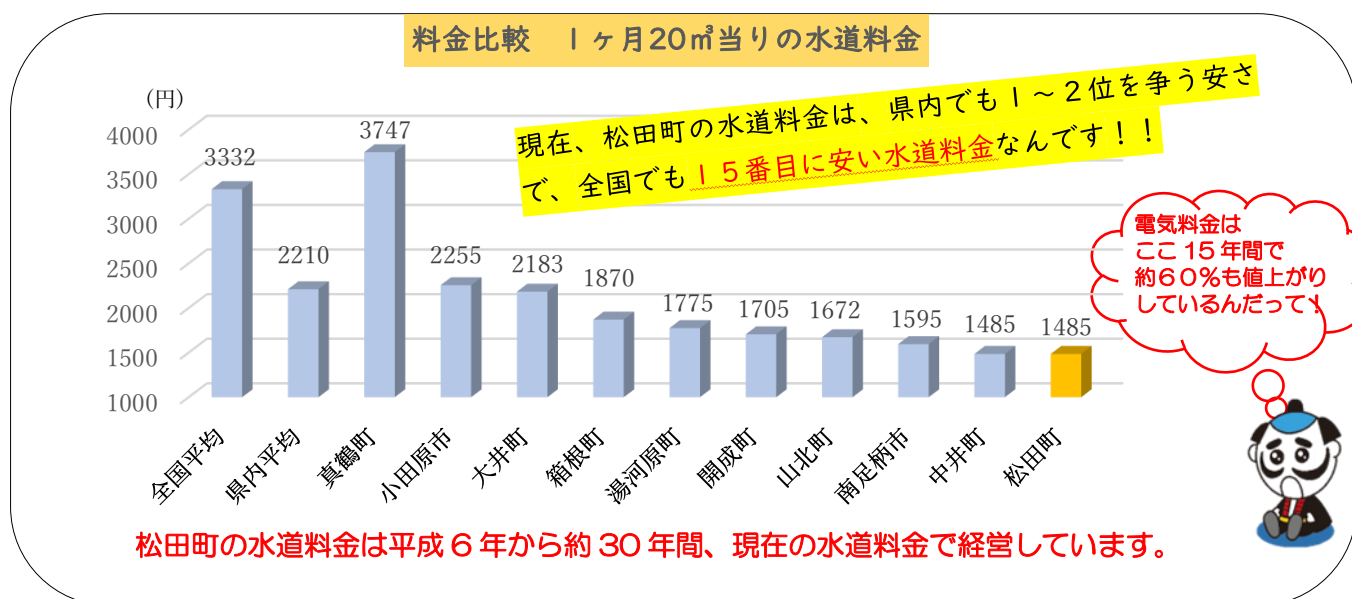
※1 簡易水道事業：計画給水人口が101人以上5,000人以下の地域の水を供給する事業であり、法律に基づく水質検査などの基準は水道事業と同等

※2 独立採算制：水道事業に必要な費用を、税金ではなく水道使用料金の収入でまかなう仕組み

(湯の沢地区については、給水協定により秦野市の水道事業から給水)

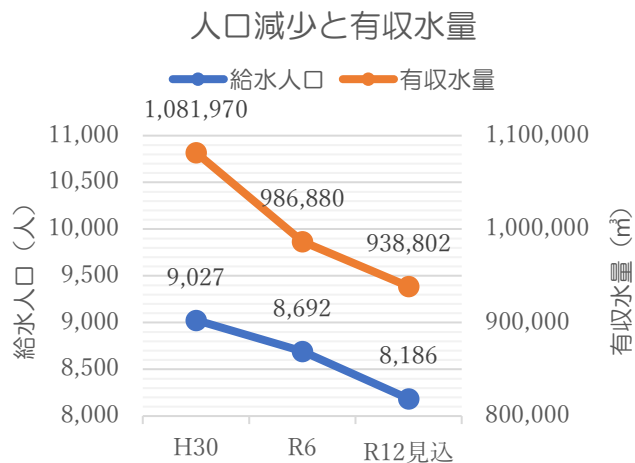
2. 松田町の水道料金

松田町の水道料金は平成6年4月に実施した料金改定以来、約30年にわたり業務効率化（水道料金システムの県内市町村での共同調達等）や諸経費の削減（電力契約の見直し等）に努め、水道料金を維持してまいりました。



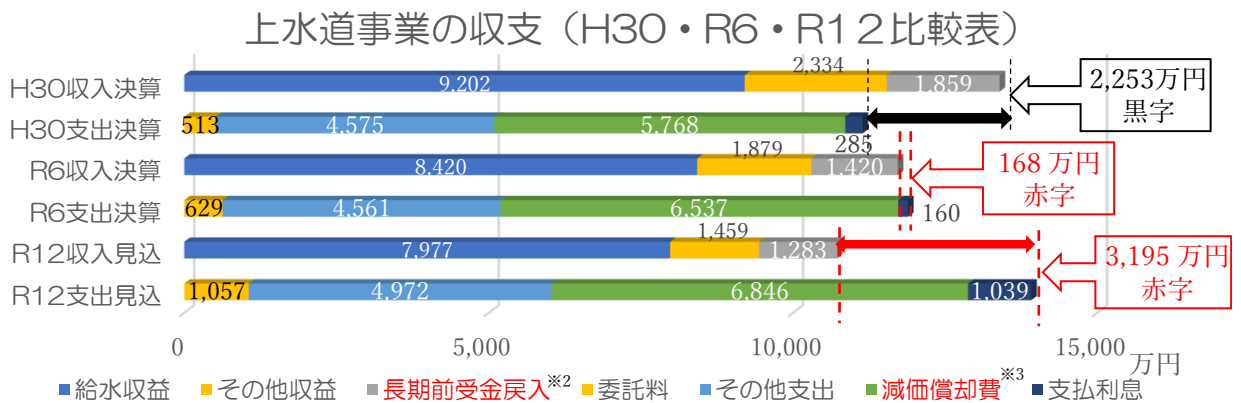
3. 松田町の水道の経営状況

(1) 上水道事業の経営状況（収益の減少）



給水人口^{※1}の減少に伴い、有収水量（使用水量）が落ち込んできており、今後も人口減少とともに、有収水量の減少により**収益の減少**が見込まれます。

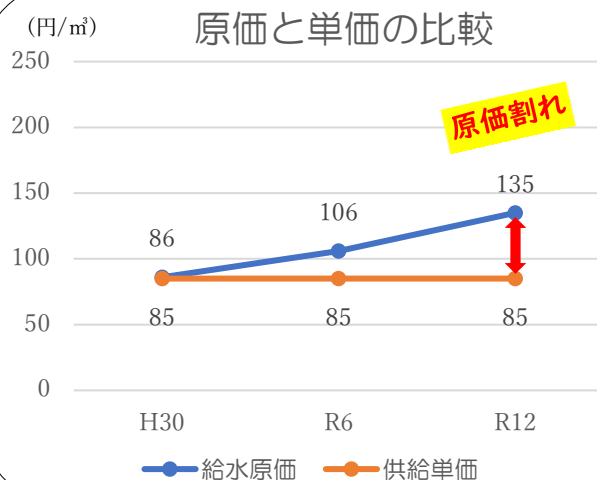
※1 給水人口：松田町の水道事業による水の供給を受けている人数



- ・収入は減少傾向となっており、主な原因は給水収益(水道使用料金)の減少となります。
- ・支出は増加傾向となっており、主な原因は減価償却費の増加によります。
- ・令和12年度には、**不足額が年間約3,195万円**見込まれます。

※2 長期前受金戻入：過年度に受け取った補助金等を毎年少しずつ収益として計上する費用

※3 減価償却費：施設等を整備した費用を、耐用年数にあわせて毎年分割して計上する費用



給水原価^{※4}に対し供給単価^{※5}が下回っているため原価割れが生じています。

売れば売るほど**赤字**！

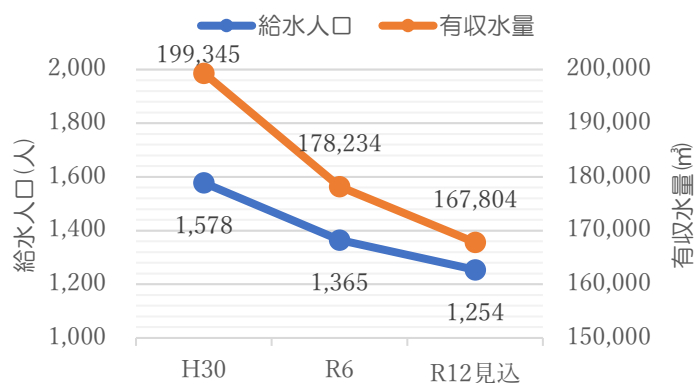


※4 給水原価：水1m³当りを作るための費用

※5 供給単価：水1m³当りで得られる収入

(3) 寄簡易水道事業の経営状況（収益の減少）

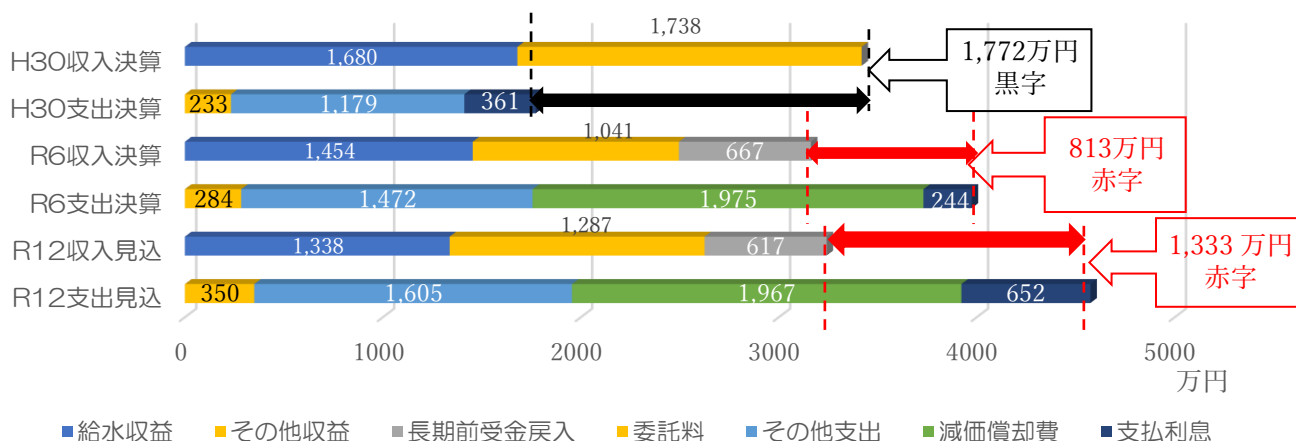
人口減少と有収水量



寄簡易水道事業についても人口の減少に伴い、有収水量（使用水量）が落ち込んできており、今後も人口減少とともに、有収水量の減少が見込まれます。

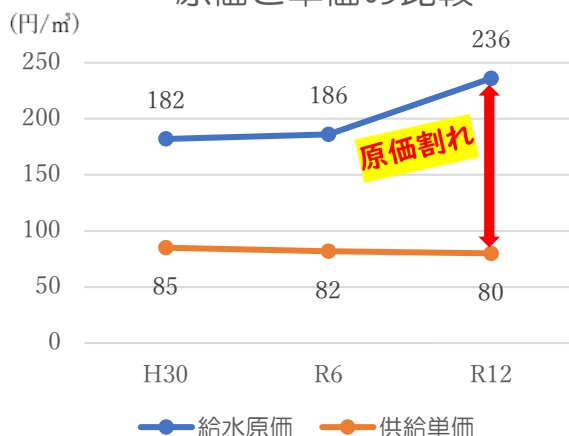
また、上水道事業に比べ人口減少率は低いですが、減少傾向であることは変わらず今後、上水道事業と同様に給水収益の減少が見込まれます。

寄簡易水道事業の収支（H30・R6・R12比較表）



- ・簡易水道事業は R6 年度より公営企業会計法の適用により、会計の手法が上水道と同様の手法に変更となっています。
- ・収入は増減をしていますが、給水収益（水道使用料金）は経年的に減少傾向にあります。
- ・支出は全体的に増加傾向となっており、今後も増加していくことが見込まれます。
- ・令和 12 年度には、**不足額が年間約 1,333 万円**見込まれます。

原価と単価の比較



給水原価に対し供給単価が下回っているため原価割れが生じています。

売れば売るほど**赤字**！



また、上水道事業に比べ、寄簡易水道事業の方が給水原価と供給単価の乖離が大きくなっており収入と支出のバランスが崩れてしまっていることがうかがえます。

4. 経営改善の必要性と算定方法

現在の松田町における水道事業は、水道料金収入をもって事業を運営しなければならないに関わらず、水を供給すればするだけ赤字になってしまう経営構造になっています。これらの状況を改善するため、適切な料金体系を設定する必要があります。

料金体系を改定するにあたり、以下の条件で必要額を算定しました。

- ① 松田町の水道料金収入のうち、86%が家事用の料金収入となっているが、改定に際し、用途や使用水量別の細かい掛率の調整を実施して家事用基本料金が過度な負担増とならないよう、用途による差を設けず一律の増加率での算出とする。
- ② 企業会計の料金は、概ね3～5年程度の期間で見直す事が望ましいとされているため、令和8年度～12年度までの5ヵ年で不足する現金を算定し、赤字を解消するために必要な値上げ幅とする。

この条件に基づき、各会計別に必要な値上げ幅を算出したところ、以下のとおりとなりました。

●上水道事業収支見込（現行水道料金に基づく試算）

（単位：万円）

		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	
収益的収支	営業収益	8,978	8,895	8,814	8,817	8,736	給水収益合計
	（うち、給水収益）	8,219	8,137	8,055	8,058	7,977	
	営業外収益	2,099	2,063	2,028	5,100	1,983	
	特別収益	0	0	0	0	0	
	収入計	11,076	10,959	10,842	13,916	10,719	
	営業費用	12,871	12,871	12,871	12,871	12,871	
	営業外費用	860	453	657	857	1,039	
	特別損失	4	4	4	4	4	
	支出計	13,735	13,328	13,532	13,732	13,914	
	損益	-2,659	-2,369	-2,690	184	-3,195	
資本的収支	企業債	11,270	11,400	11,470	10,470	9,970	
	収入計	11,270	11,400	11,470	10,470	9,970	
	建設改良費	16,017	13,738	13,817	17,204	15,683	
	企業債償還金	1,716	1,840	1,688	1,975	2,086	
	支出計	17,733	15,578	15,504	19,179	17,770	
	収入不足	-6,463	-4,178	-4,034	-8,709	-7,800	
	当年度損益勘定留保資金	5,517	5,552	5,587	5,596	5,632	現金不足合計
	単年度現金不足額	-3,605	-995	-1,137	-2,929	-5,363	-14,029

5ヵ年の現金不足額の合計1億4,029万円を給水収益で補うには、5ヵ年の給水収益の合計4億445万円と比較し、給水収益を約35%アップさせる事が必要となる。

●寄簡易水道事業収支見込（現行水道料金に基づく試算）

（単位：万円）

		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	
収益的収支	営業収益	1,472	1,458	1,444	1,431	1,417	給水収益合計
	（うち、給水収益）	1,393	1,379	1,365	1,351	1,338	6,825
	営業外収益	1,810	1,805	1,826	1,847	1,824	
	収入計	3,282	3,264	3,271	3,278	3,242	
	営業費用	3,923	3,923	3,923	3,923	3,923	
	営業外費用	303	295	379	508	652	
	支出計	4,226	4,218	4,301	4,430	4,575	
	損益	-944	-954	-1,031	-1,152	-1,333	
資本的収支	企業債	6,550	5,710	8,700	9,560	8,820	
	収入計	6,550	5,710	8,700	9,560	8,820	
	建設改良費	7,102	6,547	8,977	9,837	9,150	
	企業債償還金	1,898	1,801	1,762	1,684	1,516	
	他会計借入金返済金	51	51	51	51	128	
	支出計	9,051	8,399	10,790	11,572	10,795	
	収入不足	-2,501	-2,689	-2,090	-2,012	-1,975	
	当年度損益勘定留保資金	1,356	1,359	1,363	1,370	1,380	現金不足合計
	単年度現金不足額	-2,089	-2,284	-1,758	-1,795	-1,928	-9,854

5ヵ年の現金不足額の合計9,854万円を給水収益で補うには、5ヵ年の給水収益の合計6,825万円と比較し、給水収益を約**145%アップ**させる事が必要となる。

過去の水道事業運営審議会の答申等において、「水道はライフラインの中でも生命や衛生環境の維持に最も重要なものであるので、特別の事情がない限り町内で同一料金とする必要がある。」との答申をいただいておりますが、上水道事業における**必要改定率35%**、寄簡易水道事業における**必要改定率145%**と、必要な改定率の差が大きい現状です。

仮に、両事業を同水準で維持するためにどちらか一方の改定率に合わせてしまうと、**大幅に不足するか、過剰な増額**になってしまい、**健全な運営とはかけ離れてしまいます。**

5. 料金改定にいたるまでの過程

令和7年5月～ 令和8年1月	第1回～第7回水道事業運営審議会
令和8年2月	料金改定（素案）パブリックコメント実施
3月	第8回水道事業運営審議会 答申
4月	条例改正（料金改定）議案 議会提出
5～6月	議会特別委員会審議
6月	条例改正議案 可決
10月～	10月請求分（8・9月使用分）から改定料金の適用

令和7年度に開催した水道事業運営審議会における審議の結果、令和8年3月27日
付けに町へいただいた答申書

令和 8年 3月27日

松田町長 本山 博幸 様

松田町水道事業運営審議
会 長 小 宮

水道料金の改定について（答申）

（1）上水道事業と寄簡易水道事業の統合

人が生活するうえで最も重要な家事用水道の料金は同じ町民の間で地域格差が生じないことが望ましく、最低でも会計統合を実現し、同水準の料金体系が維持される必要がある。

よって、料金改定後、速やかに準備を始められたい。

なお、上水道事業及び寄簡易水道事業は、法律（水道法）上の制約により、別の事業として運営されてきたが、現在では、小規模な事業体の経営基盤強化等を目的に法律も改正され、事業統合の推進が求められている。

しかしながら、事業統合については簡易水道事業に対する支援制度等の優位性も認められるため、今後の国の動向を見定めたいうえで対応していくこと。

（2）水道料金の改定

地方公営企業法における独立採算の原則を踏まえ、会計統合を見据えた料金改定とした町の試算は妥当と考えるが、他の収入確保策についても、さらなる検討は進められたい。

また、毎年における業務の効率化や経費削減の努力は続け、その検証結果を随時公表していくこと。

さらに、将来の料金体系については口径別料金の導入や基本料金・通増制のあり方など、時代の趨勢に併せた検討を適宜進めること。

●上水道事業と寄簡易水道事業における改定率（35％）の決定について

既存の会計別に試算すると、上水道事業で35％、寄簡易水道事業で145％の改定が必要となるが、本審議会からの答申書では、上水道事業と寄簡易水道事業の会計統合を見据え、共に50％の改定率が妥当であるとの答申をいただきました。同時に、「会計統合を見据えた料金改定とした町の試算は妥当と考えるが、他の収入確保策についても、さらなる検討は進められたい。」との付帯意見も付されました。

この答申を受ける一方、町では、本年度に一般会計予算を活用した「ボトルドウォーター生産施設整備運営事業」を寄地区において計画しており、令和8年4月7日に国の補助金が採択されました。

これにより、答申にあります通り、「他の収入確保策」として、「ボトルドウォーター生産施設整備運営事業」における水道水の供給対価が見込まれることとなりました。

そのため、上水道事業と同水準である35％の改定率とすることといたしました。なお、当面の間、不足する分につきましては、借入れを行い運営することを想定しています。

●上水道事業収支見込（35%料金改定に基づく試算）

（単位：万円）

		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	
収益的収支	営業収益	11,854	11,743	11,633	11,637	11,528	給水収益合計
	（うち、給水収益）	11,095	10,984	10,874	10,878	10,769	
	営業外収益	2,099	2,063	2,028	5,100	1,983	
	特別収益	0	0	0	0	0	
	収入計	13,953	13,807	13,662	16,737	13,511	
	営業費用	12,871	12,871	12,871	12,871	12,871	
	営業外費用	860	453	657	857	1,039	
	特別損失	4	4	4	4	4	
	支出計	13,735	13,328	13,532	13,732	13,914	
	損益	218	479	129	3,004	-403	
資本的収支	企業債	11,270	11,400	11,470	10,470	9,970	
	収入計	11,270	11,400	11,470	10,470	9,970	
	建設改良費	16,017	13,738	13,817	17,204	15,683	
	企業債償還金	1,716	1,840	1,688	1,975	2,086	
	支出計	17,733	15,578	15,504	19,179	17,770	
	収入不足	-6,463	-4,178	-4,034	-8,709	-7,800	
	当年度損益勘定留保資金	5,517	5,552	5,587	5,596	5,632	5ヵ年合計
	単年度現金収支	-728	1,853	1,682	-109	-2,571	
	当年度末内部留保資金残高	43,415	45,268	46,950	46,841	44,271	

●寄簡易水道事業収支見込（35%料金改定に基づく試算）

（単位：万円）

		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	
収益的収支	営業収益	1,960	1,941	1,922	1,904	1,886	給水収益合計
	（うち、給水収益）	1,880	1,861	1,843	1,824	1,806	
	営業外収益	1,810	1,805	1,826	1,847	1,824	
	水販売事業収益		500	1,000	1,500	1,500	
	収入計	3,770	4,246	4,749	5,251	5,210	
	営業費用	3,923	3,923	3,923	3,923	3,923	
	営業外費用	303	295	379	508	652	
	支出計	4,226	4,218	4,301	4,430	4,575	
	損益	-456	28	447	821	635	
資本的収支	企業債	6,550	5,710	8,700	9,560	8,820	
	収入計	6,550	5,710	8,700	9,560	8,820	
	建設改良費	7,102	6,547	8,977	9,837	9,150	
	企業債償還金	1,898	1,801	1,762	1,684	1,516	
	他会計借入金返済金	51	51	51	51	128	
	支出計	9,051	8,399	10,790	11,572	10,795	
	収入不足	-2,501	-2,689	-2,090	-2,012	-1,975	
	当年度損益勘定留保資金	1,356	1,359	1,363	1,370	1,380	5ヵ年合計
	単年度現金収支	-1,602	-1,302	-281	178	40	
	当年度末内部留保資金残高	-1,204	-2,506	-2,787	-2,608	-2,568	

6. 改定内容やその影響

松田町の水道料金は、用途別で、基本料金（※１）と従量料金（※２）によって金額が決まる方式をとっています。

水道料金は２ヶ月に１度の請求となり、使用水量が１ヶ月あたり 10 m³、２ヶ月に１度の請求なので 20 m³までは基本料金の適用となり、0～20 m³の使用水量の間では料金に差はありません。

松田町では主に２ヶ月 30～40 m³程度を利用される世帯の割合が多く、30 m³の使用の場合、30 m³から基本料金水量 20 m³を除いた 10 m³分が従量料金の対象になります。

今回の改定では、これらの計算方法はそのままに、基本料金、従量料金それぞれの単価を改定する形となっています。

※１ 基本料金 各使用者が、水使用の有無にかかわらず徴収される料金。
なお、その総額は、使用水量とは関係なく、水道事業が給水準備のために必要な原価の額と一致することが望ましい。

※２ 従量料金 実使用水量に単位水量あたりの価格を乗じて算定し、徴収される料金。
松田町の場合、１ヶ月当たり 10 m³を超えた水量に対し、1 m³毎に対応する単価を乗じて算出した額を、基本料金と合算することで最終的な水道料金となる。

35%の値上げを実施した場合、料金体系表は次のとおりとなります。

●上水道事業

(1) すべての用途及び料金項目（基本料金・従量料金）において、現行料金に 35%を加算した料金を適用します。

(2) 1 か月あたりの基本料金（10 m³まで・税抜き）

用途の区分		現行の金額	改定後の金額
専用給水装置	家事用	650円	878円
	業務用	1,100円	1,485円
	学校用	1,000円	1,350円
	臨時用	1,500円	2,025円
共用給水装置	家事用	650円	878円
	業務用	1,100円	1,485円

(3) 従量料金（1 か月あたり 11 m³から 1 m³毎に加算・税抜き）

用途の区分		水量区分	現行	改正案
専用給 水装置	家事用	1 0 m ³ を超え 2 0 m ³ まで	7 0 円	9 5 円
		2 0 m ³ を超え 3 0 m ³ まで	7 5 円	1 0 2 円
		3 0 m ³ を超え 5 0 m ³ まで	8 0 円	1 0 8 円
		5 0 m ³ を超える分	8 5 円	1 1 5 円
	業務用	1 0 m ³ を超え 5 0 m ³ まで	1 2 0 円	1 6 2 円
		5 0 m ³ を超え 1 0 0 m ³ まで	1 3 0 円	1 7 6 円
		1 0 0 m ³ を超え 5 0 0 m ³ まで	1 4 0 円	1 8 9 円
		5 0 0 m ³ を超える分	1 5 0 円	2 0 3 円
	学校用	1 0 m ³ を超え 1 0 0 m ³ まで	6 5 円	8 8 円
		1 0 0 m ³ を超え 2 0 0 m ³ まで	7 0 円	9 5 円
		2 0 0 m ³ を超え 5 0 0 m ³ まで	7 5 円	1 0 2 円
		5 0 0 m ³ を超える分	8 0 円	1 0 8 円
	臨時用	1 0 m ³ を超える分	2 0 0 円	2 7 0 円
共用給 水装置	家事用	1 0 m ³ を超え 2 0 m ³ まで	7 0 円	9 5 円
		2 0 m ³ を超え 3 0 m ³ まで	7 5 円	1 0 2 円
		3 0 m ³ を超え 5 0 m ³ まで	8 0 円	1 0 8 円
		5 0 m ³ を超える分	8 5 円	1 1 5 円
	業務用	1 0 m ³ を超え 5 0 m ³ まで	1 2 0 円	1 6 2 円
		5 0 m ³ を超え 1 0 0 m ³ まで	1 3 0 円	1 7 6 円
		1 0 0 m ³ を超え 5 0 0 m ³ まで	1 4 0 円	1 8 9 円
		5 0 0 m ³ を超える分	1 5 0 円	2 0 3 円

※ 1 専用給水装置とは、主に一戸建て等で、一つのメーターで専用を使う水栓（一般的な家庭用水栓等）

※ 2 共用給水装置とは、2 戸以上の住宅や複数人が共同で利用するために屋外に設置された水栓（マンション等の共用部の清掃管理用の蛇口等）

●寄簡易水道事業

(1) すべての料金項目（基本料金・従量料金）において、現行料金に35%を加算した料金を適用します。

(2) 1か月あたりの基本料金（10 m³まで・税抜き）

現行の金額	改定後の金額
650円	878円

(3) 従量料金（1か月あたり11 m³から1 m³毎に加算・税抜き）

水量区分	現行	改正案
10 m ³ を超え20 m ³ まで	70円	95円
20 m ³ を超え30 m ³ まで	75円	102円
30 m ³ を超え40 m ³ まで	80円	108円
40 m ³ を超え50 m ³ まで	85円	115円
50 m ³ を超え60 m ³ まで	90円	122円
60 m ³ を超え70 m ³ まで	95円	129円
70 m ³ を超え80 m ³ まで	100円	135円
80 m ³ を超え90 m ³ まで	105円	142円
90 m ³ を超え100 m ³ まで	110円	149円
100 m ³ を超える分	120円	162円

料金改定による３５％の値上げをさせていただいたとすると、県内状況比較では以下のとおりとなります。

近隣市町村水道使用料金比較表

１ヶ月20㎥を使用した場合の算定

(R8. 6. 4確認時点：税抜き)

	自治体名	基本水量 (㎥)	基本料金 (円)	従量料金 (円)	合計 (円)	料金体系	最終改定 年月日
1	松田町 (現行)	10	650	700	1,350	用途別	H26. 4. 1
	中井町	10	600	750	1,350	用途別	R1. 10. 1
2	山北町	10	620	900	1,520	口径別	H31. 4. 1
3	湯河原町	10	774	840	1,614	用途別	R1. 10. 1
4	箱根町	10	700	1,000	1,700	用途別	H13. 4. 1
5	南足柄市	10	842	930	1,772	用途別	R7. 7. 1
6	開成町	10	815	1,000	1,815	用途別	R8. 10. 1
7	松田町 (改定)	10	878	950	1,828	用途別	
8	秦野市 (湯の沢)	4	760	1,120	1,880	口径別	R5. 10. 1
9	大井町	8	830	1,155	1,985	用途別	H30. 4. 1
10	小田原市	8	820	1,230	2,050	用途別	R1. 10. 1
11	真鶴町	5	2,100	2,500	4,600	口径別	R8. 4. 1

(出典) 公益社団法人 日本水道協会. 水道料金表 (令和7年4月1日現在), 2025

※用途別については家事用の体系、口径別については13mmの体系を採用

※最終改定年月日は基本料金によるものの他、消費税に係る改定も含む

今のご自身の水道料金と比較するには、お手元の検針票の以下の点をご確認ください。

▲ 使用水量・料金等のお知らせ ▲			
松田惣領			
松田 太郎 様			
お客様番号		口 径	20mm
メーター番号		用 途	家事用
検 針 員	水道職員		
令和08年02月分（令和07年度） ご利用期間 12/06～01/22			
今 回 指 針	901 m ³		
前 回 指 針(-)	871 m ³		
旧メーター使用量(+)	— m ³		
使 用 水 量	30 m ³		
水 道 料 金	2,200 円		

2ヶ月で使った水の量
30-20（基本料分）=10 m³分の従量
料金が加算されています。

改定後の料金はこの金額に **1.35 をかける事で
算出**できます。
例) 2,200×1.35=2,970 円

7. 改定により実施できる事業

水道料金改定により収支を黒字化させることにより、更新時期を迎えつつある各種水道施設や、重要管路（※1）計画的な更新を適切に実施できるようになります。

昨今頻発している自然災害に対応するためにも、インフラの更新は大きな課題となっています。

※1 災害時の緊急輸送道路に指定されている基幹道路の下や、鉄道の軌道下を通っている水道管、及び、重要施設（避難所、病院、その他公共施設）へ繋がっている水道管。